

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を申請される事業者の方へ

平成22年12月からの支給要件緩和
円高の影響を踏まえ、3年前（リーマンショック前）の生産量との比較を可能にしました！

平成22年12月から1年間に限り、以下の全てに該当する場合についても、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の対象とします。

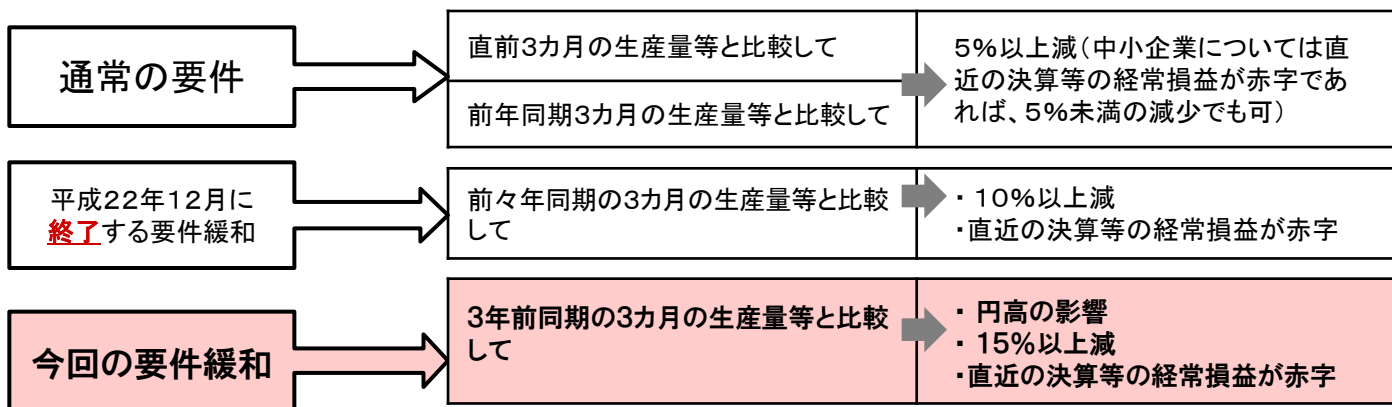
- ◇ 円高の影響により生産量等の回復が遅れていること
- ◇ 最近3カ月の生産量等が3年前の同時期に比べ15%以上減少
- ◇ 直近の決算等の経常損益が赤字

※生産量等とは、売上高または生産量など事業活動を示す指標をいいます。

★この取り扱いは、以下の期間に限ります。

大企業：対象期間の初日が **平成22年12月14日から平成23年12月13日**

中小企業：対象期間の初日が **平成22年12月2日から平成23年12月1日**



「円高の影響」とは？

- ・円高の影響による輸出量の減少、輸出関係の受注の減少
 - ・円高の影響により取引先が海外への発注に移行したことや、経費削減したことによる受注の減少
 - ・円高の影響による外国人観光客の減少
- などを想定しています。

具体的には、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の計画届の提出の際に、「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書(円高の影響用)」で、円高の影響について申し出ていただくことになります。その際、円高の影響を確認するための書類の提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。

なお、「円高の影響による内需の冷え込みのため生産量が減少」など、円高の影響が明確に説明できないものについては対象になりませんのでご注意ください。

★詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください★